資料１

「高浜地域、大飯地域及び美浜地域の緊急時対応」の主な改定項目（案）について

（防護措置に関する充実化等）

○放射線防護対策施設の整備

・放射線防護対策施設として５施設（福井県内３施設、京都府内２施設）を整備
（とりまとめ、前回改定から現時点）

○避難退域時検査場所候補地の追加

・滋賀県内の避難退域時検査場所候補地を７施設から８施設に変更

○最新の住民の状況等を反映

・最新のデータを反映（人口、児童数、要配慮者数、社会福祉施設入所者数、観光客数、民間企業者数）

（その他）

○住民への情報伝達体制の強化

・わかりやすく情報発信することを目的に定めた「原子力防災ピクトグラム」を活用した住民への情報伝達体制を強化

○他地域の緊急時対応で整理された事項等の反映

・複合災害時における対応体制
・大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合の対応
など

放射線防護対策施設の整備

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

高浜地域

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（合計25施設）で屋内退避。
- これらの25施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約4,147人を収容可能。
- また、これら25施設では、屋内退避者のための3～7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力(株)が供給。

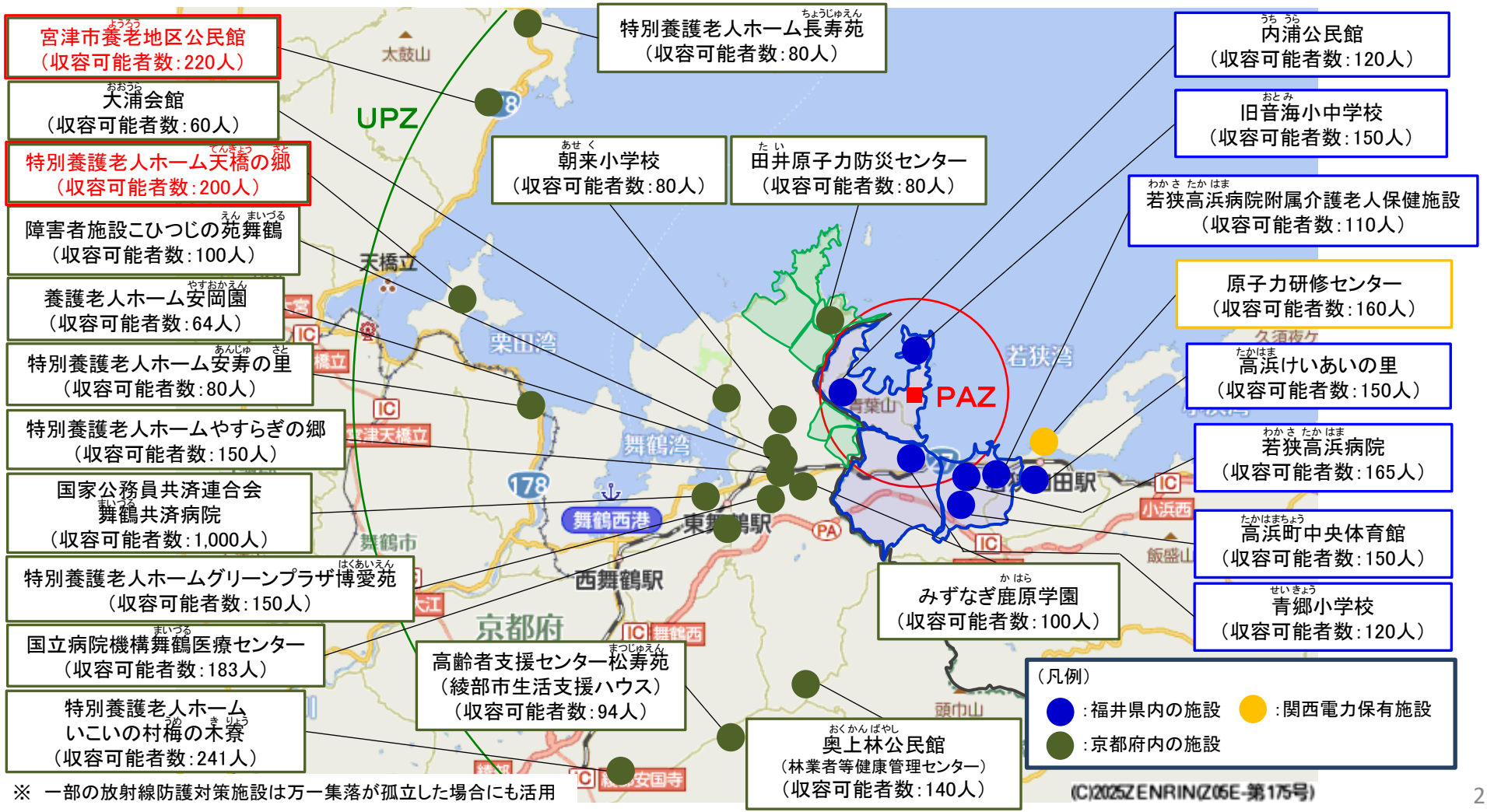

※　一部の放射線防護対策施設は万一集落が孤立した場合にも活用

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

大飯地域

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（14施設）で屋内退避。
- これらの14施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,900人を収容可能。
- また、これら14施設では、屋内退避者のための3～7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力(株)が供給。

※　一部の放射線防護対策施設は万一集落が孤立した場合にも活用

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

美浜地域

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（15施設）で屋内退避。
- これらの15施設では、PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,600人を収容可能。
- また、これら15施設では、屋内退避者のための3～7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力(株)が供給。

※　一部の放射線防護対策施設は万一集落が孤立した場合にも活用

避難退域時検査場所候補地の追加

福井県、京都府及び滋賀県の避難退域時検査場所の候補地

大飯地域

➢ 避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。

※綾部PAを経由

福井県、滋賀県及び岐阜県の避難退域時検査場所の候補地

美浜地域

- 避難退域時検査は、県内及び県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。

住民への情報伝達体制の強化

住民への情報伝達体制②（新規）

- 放射線防護対策施設、一時集合場所、避難退域時検査会場等において、原子力防災ピクトグラムを活用し、幅広い世代や母語の住民等にわかりやすく情報を伝達。

原子力防災ピクトグラム

避難指示
Evacuation

屋内退避指示
Sheltering Indoors

放射線防護対策施設
Radiation Protection Facility

一時集合場所
Evacuation Assembly Point

避難所
Evacuation Shelter

避難退域時検査会場
Radiation Survey Site

原子力防災ピクトグラムによる住民への情報伝達

※写真は令和7年度福井県原子力総合防災訓練より

他地域の緊急時対応で整理された事項等の反映

複合災害時の避難に係る基本的な考え方（新規）

- 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ<u>複数の避難経路を設定</u>するなどの対策をとることとしている。
- 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、<u>海路避難</u>や<u>空路避難</u>、<u>屋内退避</u>を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
- さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、<u>実動組織</u>が住民避難の<u>支援</u>を実施する。

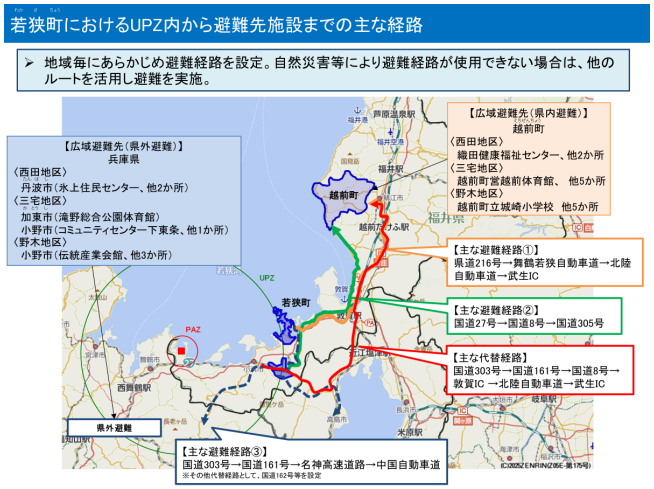

【複数の避難経路の設定】

【実動組織による支援（海路避難・空路避難）】

複合災害時における対応体制（新規）

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」等と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P●参照）。

原子力災害対策本部
（対象：原子力災害）

緊急（非常、特定）災害対策本部
（対象：自然災害）

本部会議

- **両本部による合同会議の開催**

意思決定の一元化

情報収集の一元化

事務局
（現地組織含む）

原子力規制庁ERC等
- 原発事故の鎮圧
- 放射線モニタリング
- 原発周辺住民への避難等に関する調整

- **相互にリエゾンの派遣**
- **情報共有ネットワークの相互導入**

内閣府庁舎等
- 地震等による被災状況の把握
- 被災者の救助
- 避難住民への支援

指示・調整の一元化

現場活動

- **両本部から実動組織等への指示・調整の一元化**
- **救助・救難活動や被災者支援の一元化**

実動組織等

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応（PAZ）（新規）

暴風雪や大雪などの警報等が解除され、天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪が完了し、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他の避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、避難が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び避難の支援（P●参照）を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により避難を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で避難を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても避難が困難な場合は、実動組織（消防、自衛隊等）の支援により避難を行う。

除雪未完了
（警報等が解除）

→

除雪未完了
（一部避難経路が通行可能）

→

除雪完了
（生活道路は未除雪）

- 屋内退避を継続

- 主な避難経路に加え、その他の避難経路を活用

- 無理な自家用車避難の回避、バス避難への変更
- 在宅の要支援者で避難が困難な場合は、実動組織に支援を依頼

※1　立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。
※2　一時集合場所及び、社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による避難が可能となるよう留意する。

津波との複合災害時におけるPAZ内の防護措置（新規）

- 津波との複合災害時（津波警報又は大津波警報の発表時）における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等、津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。 なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報・大津波警報が解除された場合の例＞

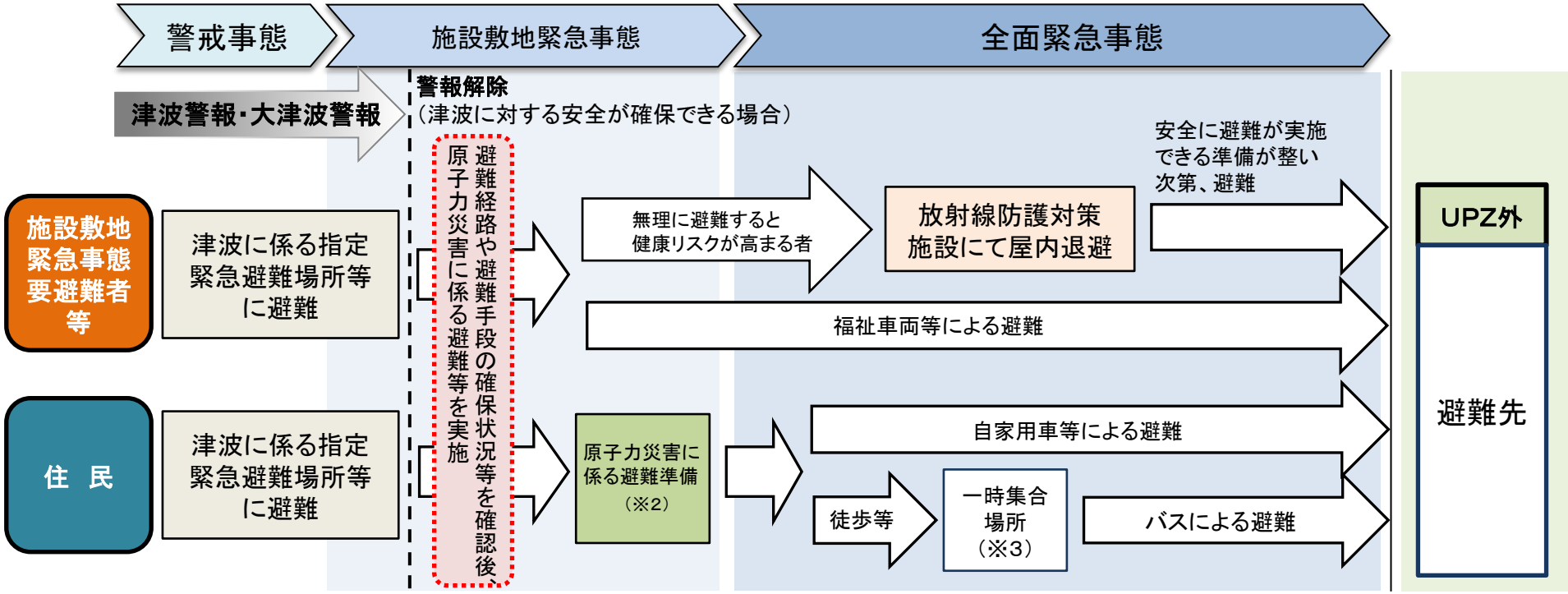

※1　津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
※2　自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
※3　一時集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応（UPZ）（新規）

OIL基準を超過し、暴風雪や大雪などの警報等が解除された場合であっても、避難経路の除雪が完了し安全に一時移転等ができる環境となるまでは、屋内退避を継続する。※1

- 主な避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他の避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、一時移転等が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難ができない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び一時移転等の支援（P●参照）を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はバス等により一時移転等を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で一時移転等を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても一時移転等が困難な場合は、実動組織（消防、自衛隊等）の支援により一時移転等を行う。

OIL基準超過 ⇒ 除雪未完了（警報等が解除） ⇒ 除雪未完了（一部避難経路が通行可能） ⇒ 除雪完了（生活道路は未除雪）

- 屋内退避を継続

- 主な避難経路に加え、その他の避難経路を活用

- 無理な自家用車避難の回避、バス避難への変更
- 在宅の要支援者で一時移転等が困難な場合は、実動組織に支援を依頼

※1 立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。
屋内退避中も、生活物資の受け取りや屋根の雪下ろし等、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されている場合等については、一時的な外出を控える旨の注意喚起を国や自治体から行う。
※2 一時集合場所及び社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、バスや福祉車両による一時移転等が可能となるよう留意する。

大雪の予報等の発表により屋内退避の継続が困難になると見込まれる場合（新規）

- 気象庁から大雪の予報等が発表され、屋内退避の継続が困難になると見込まれ、交通障害等により避難を実施することで命に危険が及ぶ前に避難が必要であると、関係自治体等が判断した場合には、その指示に従いUPZ外へ避難を行う。
- 屋内退避指示が出ている中で大雪が発生すると、停電により消融雪設備が停止し、物資の受け取り、人的支援、一時的な外出等が困難になることも想定される。加えて、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定され一時的な外出を控える旨の注意喚起がされた場合には、一時的な外出を実施できない期間が長くなるため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点で避難を行うことができる。
- 屋内退避の継続が困難となった時点での避難は、天候や除雪等の状況によって、交通障害が発生し、命に危険が及ぶため、屋内退避の継続が困難になると見込まれた時点かつ安全に避難ができる段階で避難を行うことができる。

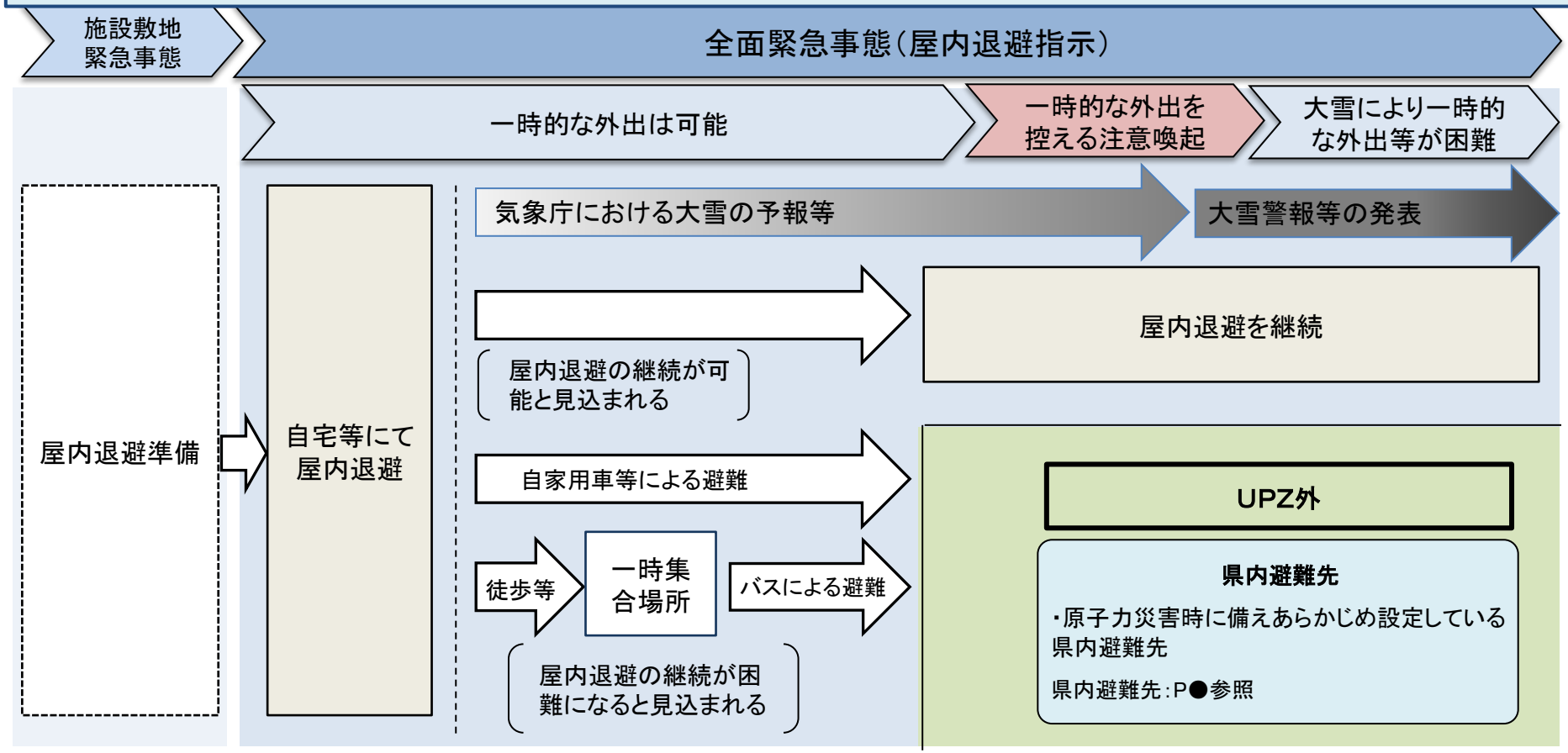

災害による停電時の燃料供給拠点について（新規）

高浜地域

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、合計101か所（福井県16か所、京都府74か所、滋賀県11か所）整備済み。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。

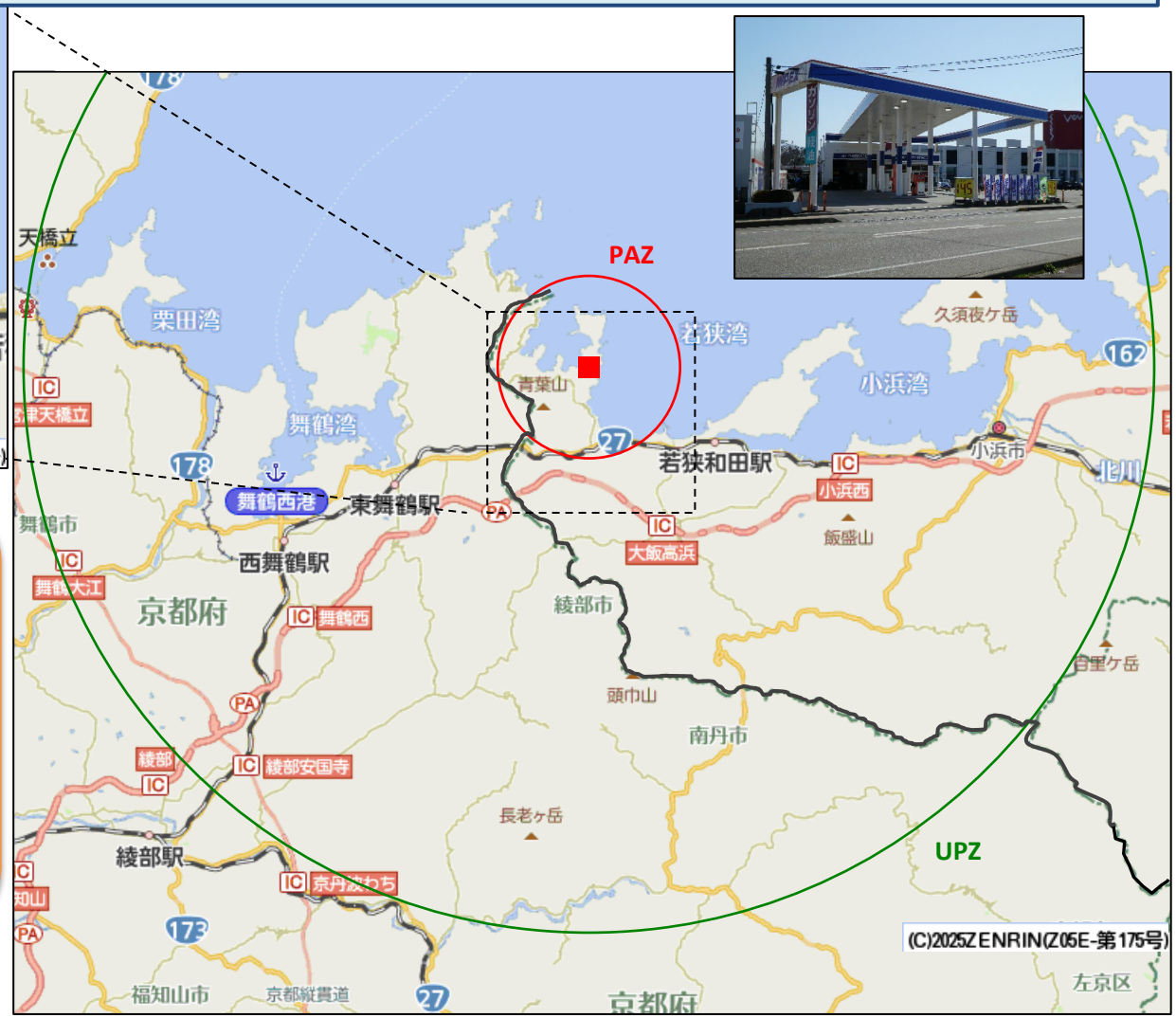

関係市町の整備箇所数

○福井県
- 高浜町：2か所
- おおい町：4か所
- 小浜市：8か所
- 若狭町：2か所

○滋賀県
- 高島市：11か所

○京都府
- 舞鶴市：18か所
- 綾部市：8か所
- 南丹市：10か所
- 京丹波町：6か所
- 福知山市：19か所
- 宮津市：10か所
- 伊根町：3か所

※令和7年2月28日時点

災害による停電時の燃料供給拠点について（新規）

大飯地域

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、関係市町内に合計131か所（福井県17か所、京都府103か所、滋賀県11か所）整備済み。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。

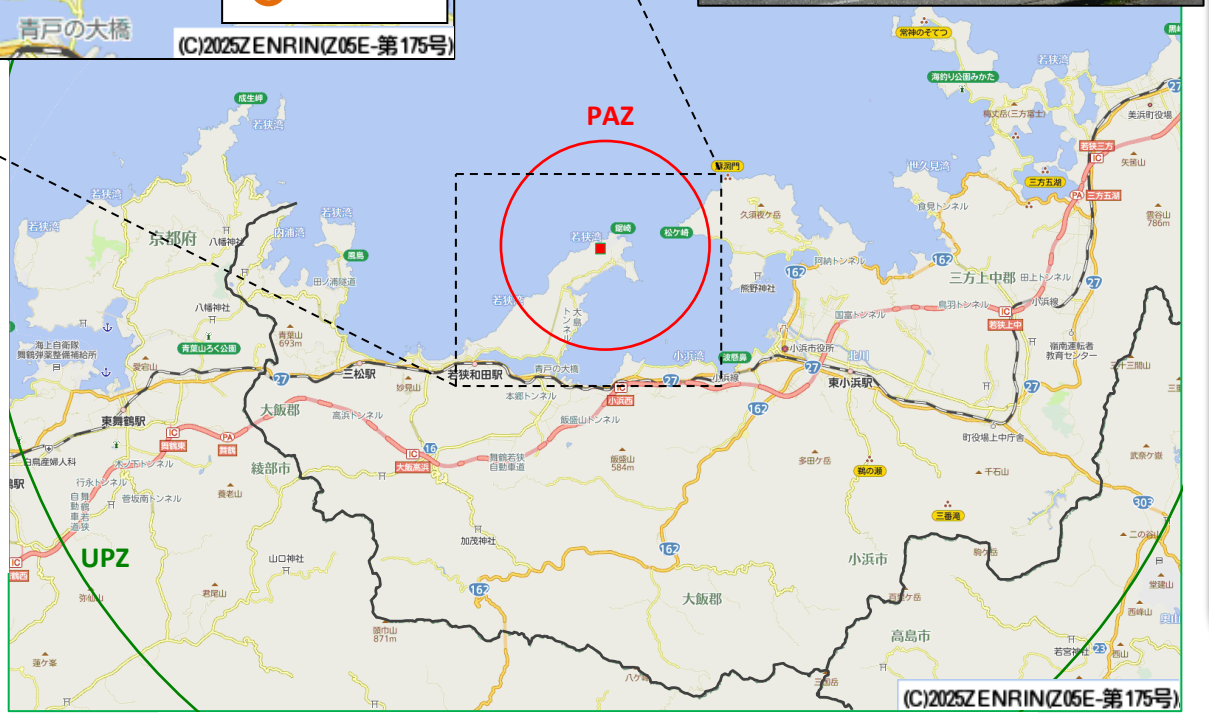

関係市町の整備箇所数

○福井県
- おおい町：　4か所
- 小浜市　：　8か所
- 高浜町　：　2か所
- 若狭町　：　2か所
- 美浜町　：　1か所

○京都府
- 舞鶴市　：18か所
- 綾部市　：　8か所
- 南丹市　：10か所
- 京丹波町：　6か所
- 京都市　：61か所

○滋賀県
- 高島市　：11か所

※令和7年2月28日時点

災害による停電時の燃料供給拠点について（新規）

美浜地域

- 国は、自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して給油を行うことができる「住民拠点サービスステーション」を、関係市町に合計88か所（福井県51か所、滋賀県32か所、岐阜県5か所）整備済。
- 災害による停電時には、これらの住民拠点サービスステーション等を拠点とし、燃料供給を行う。

福井県関係市町の整備箇所数

美浜町：1か所
敦賀市：16か所
若狭町：2か所
小浜市：8か所
南越前町：3か所
越前市：14か所
越前町：7か所

岐阜県関係町の整備箇所数

揖斐川町：5か所

滋賀県関係市の整備箇所数

高島市：11か所
長浜市：21か所

※令和7年2月28日時点